

議案第 8 4 号

北名古屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。